

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意について。

右は、原判決の事実の誤認を主張し、その他、陳弁するところがあるけれども、いずれも、原判決の法令違背を主張するものないのであるから、上告適法の理由とすることはできない。

よつて、刑訴施行法二条、旧刑訴四四六条に従い、全裁判官の一致の意見を以て、主文のとおり判決する。

検察官 竹内壽平関与

昭和二六年六月一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	谷	村	唯	一郎